

大分県地域防災計画修正案 新旧対照表

【風水害等対策編】……………	1～28ページ
【地震・津波対策編】……………	29～64ページ
【事故等災害対策編】……………	65～79ページ

大分県地域防災計画 新旧対照表

【風水害等対策編】

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>2 土砂災害防止事業</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。</p> <p>このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害危険箇所や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、風水害等に伴う土砂災害防止に努める。さらに、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止事業の実施 (略)</p> <p>ロ 土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。</p> <p>(略)</p> <p>4 砂防関係事業 (略)</p> <p>(3) 砂防関係事業の実施</p> <p>イ 砂防事業</p> <p>土石流による被害を防止するため、土石流危険溪流等において、砂防えん堤などの砂防設備を整備する。</p> <p>ロ 地すべり対策事業</p> <p>地すべりによる被害を防止するため、地すべり危険箇所等において、地質構造の</p>	<p>第2章 災害に強いまちづくり</p> <p>第1節 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>2 土砂災害防止事業</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>大分県は、地形・地質条件等から、がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害を受けやすい特質がある。</p> <p>このため、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、土砂災害警戒区域等ともその総数は全国に比べて多く、従来から、土砂災害警戒区域等や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、風水害等に伴う土砂災害防止に努める。さらに、土砂災害危険箇所について、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止事業の実施 (略)</p> <p>ロ 土砂災害警戒区域等については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。</p> <p>(略)</p> <p>4 砂防関係事業 (略)</p> <p>(3) 砂防関係事業の実施</p> <p>イ 砂防事業</p> <p>土石流による被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、砂防えん堤などの砂防設備を整備する。</p> <p>ロ 地すべり対策事業</p> <p>地すべりによる被害を防止するため、土砂災害警戒区域等において、地質構造の</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>調査や地下水位の測定などを行い、水抜きボーリング工や集水井工、杭工などの地すべり防止施設を整備する。</p> <p>ハ 急傾斜地崩壊対策事業 がけ崩れによる被害を防止するため、<u>急傾斜地崩壊危険箇所等</u>において、擁壁工や法面工などの急傾斜地崩壊防止施設を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>1 1 総合的な土砂災害対策 (1) 土砂災害対策事業の推進 土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、<u>土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所等</u>の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>イ 砂防事業等の実施 土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。</p> <p>ロ <u>土砂災害特別警戒区域等及び土砂災害危険箇所</u>の周知等 (イ) 県は急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市町村長の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。 (ロ) 市町村は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。 <u>(ハ) 市町村は、各種法令の指定要件に該当しない土砂災害危険箇所についてもその危険性を住民に周知する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>調査や地下水位の測定などを行い、水抜きボーリング工や集水井工、杭工などの地すべり防止施設を整備する。</p> <p>ハ 急傾斜地崩壊対策事業 がけ崩れによる被害を防止するため、<u>土砂災害警戒区域等</u>において、擁壁工や法面工などの急傾斜地崩壊防止施設を整備する。</p> <p>(略)</p> <p>1 1 総合的な土砂災害対策 (1) 土砂災害対策事業の推進 土砂災害の恐れのある箇所については、「土砂災害防止法」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を推進するとともに、<u>土砂災害警戒区域等</u>の周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為等に対する抑制施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険性が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防事業を実施する等総合的な土砂災害対策を推進する。</p> <p>イ 砂防事業等の実施 土砂災害に対処するため砂防工事、急傾斜地崩壊対策工事、地すべり対策工事の推進。</p> <p>ロ <u>土砂災害警戒区域等</u>の周知等 (イ) 県は急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地に関する地形、地質、土地の利用状況等の基礎調査を実施し、市町村長の意見を聴いたうえで土砂災害警戒区域等の指定を行う。 (ロ) 市町村は、土砂災害防止法第7条に基づき、土砂災害警戒区域等について土砂災害に関する情報の収集、伝達、避難などの警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に記載するとともに、これを住民に周知する。</p> <p><u>(ハ) 削除</u></p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織 (略)</p> <p>4 県の推進方針 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織における防災啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災アドバイザー派遣の実施 ・地震体験車の活用 (略) <p>第3節 防災教育 (略)</p> <p>3 地域等における防災教育 (略)</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p> <p>防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、<u>地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。</u> <u>なお、教育方法として、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の实情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</u></p> <p>イ 災害に関する知識 ロ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識</p>	<p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織 (略)</p> <p>4 県の推進方針 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織における防災啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災アドバイザー派遣の実施 ・地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用 (略) <p>第3節 防災教育 (略)</p> <p>3 地域等における防災教育 (略)</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p> <p>防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものと<u>し、</u>ホームページ、印刷物、ビデオの映像、<u>ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の实情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</u> <u>なお、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u></p> <p>イ 災害に関する知識 ロ 災害が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、<u>適切な避難行動</u>等防災上とるべき行動に関する知識</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>ホ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流に関する知識 へ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容 (略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策 (略) (3) 福祉避難所の指定 福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行う福祉専門職のチーム派遣を可能とするため、災害福祉広域支援体制の構築に努めるものとする。</p> <p>さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所総合マニュアル(仮称)」の作成やマニュアルも活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。 (略)</p> <p>(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及 市町村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。 また、健康づくり支援課及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。</p>	<p>ホ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識 へ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、非常持出品等の準備、家具の固定、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、出火防止等の対策の内容 (略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保 1 地域における要配慮者対策 (略) (3) 福祉避難所の指定 福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム(DCAT)の体制の充実に努める。</p> <p>さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。 (略)</p> <p>(5) 在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及 市町村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。 また、健康づくり支援課及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編 第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>6 外国人の安全確保(企画振興部国際政策課、市町村、各公共的団体、自主防災組織)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>市町村及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。</p> <p>イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。</p> <p>ロ 市町村、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。</p> <p>ハ 市町村は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援計画の策定</p> <p>県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p>また、<u>発災時は迅速な生活再建(避難所運営、り災証明書の発行、仮設住宅建設等)が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早</u></p>	<p>(略)</p> <p>6 外国人の安全確保(企画振興部国際政策課、市町村、各公共的団体、自主防災組織)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 実施内容</p> <p>市町村及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。</p> <p>イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。</p> <p>ロ 市町村、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。</p> <p>ハ 市町村は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。</p> <p><u>ニ 県、市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。</u></p> <p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置</p> <p>第1節 初動体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課)</p> <p>(略)</p> <p>(2) 受援計画の策定</p> <p>県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p><u>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペー</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>期に策定されるよう支援する。</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室) (略)</p> <p>(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実 官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。</p> <p>イ 指定地方公共機関の指定拡大 現在、県では県医師会、報道機関、バス会社等26の機関を指定地方公共機関に指定し、県内の防災に寄与するよう努めているところである。大規模な災害時には、現在、指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。</p> <p>ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、<u>実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。 <u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) <u>(新規)</u></p>	<p><u>スの確保を行うものとする。</u></p> <p><u>さらに、</u>発災時は迅速な生活再建(避難所運営、り災証明書発行、仮設住宅建設等)が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室) (略)</p> <p>(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実 官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。</p> <p>イ 指定地方公共機関の指定拡大 現在、県では県医師会、報道機関、バス会社等26の機関を指定地方公共機関に指定し、県内の防災に寄与するよう努めているところである。大規模な災害時には、現在、指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。</p> <p>ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結災害時の連携が円滑に行えるよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、<u>訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。</u></p> <p>ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。</p> <p><u>ニ 建設業団体等の担い手の確保・育成</u> <u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(8) <u>重要施設の非常用電源の確保</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>(9) (新規)</p> <p>(略)</p> <p>6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局防災対策企画課・危機管理室、土木建築部公園・生活排水課、港湾課) 大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)機能、④全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、を配置し、大分県広域防災拠点基本計画(平成27年6月策定)に基づき、各機能に必要なとなる設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。 港湾においては、災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となることから、大分港・佐賀関港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港(拠点港)の整備を促進する。</p> <p>(新規)</p> <p>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 公共情報コモンズの活用</p> <p>第4節 救助物資の備蓄</p>	<p>災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p> <p>(9) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ</p> <p>県は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局防災対策企画課・危機管理室、土木建築部公園・生活排水課、港湾課) 大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)機能、④全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、を配置し、大分県広域防災拠点基本計画(平成27年6月策定)に基づき、各機能に必要なとなる設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。 港湾においては、災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となることから、大分港・佐伯港・別府港・臼杵港・中津港・津久見港(拠点港)の整備を促進する。</p> <p>また、道の駅を活用した広域的な復旧・復興の活動拠点づくりに取り組む。</p> <p>第3節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 Lアラートの活用</p> <p>第4節 救助物資の備蓄</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。</p> <p>県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>1 発災から3日目までの必要量の3分の2を公助、3分の1を自助・共助にて備蓄する。</u></p> <p><u>2 公助は、流通備蓄、現物備蓄をそれぞれの内2分の1ずつ確保する。</u></p> <p><u>3 現物備蓄の県と市町村の割合は2分の1を目安とする。また、県は、市町村において整備しにくい物資、要配慮者が必要とする物資を別途備蓄するとともに、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄場所の分散化に努める。</u></p> <p>平成30年4月1日現在の備蓄状況</p>	<p>東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、<u>マスク、アルコール消毒薬</u>、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。</p> <p>なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。</p> <p>県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。</p> <p><u>県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄保管場所の分散化に努める。</u></p> <p><u>市町村は、地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>令和2</u>年4月1日現在の備蓄状況</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2節 県民に期待する行動</p> <p>1 家庭</p> <p>(1) 的確な避難 家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況(山・がけ崩れのおそれ等)等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、<u>地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>1 大分地方气象台等の防災気象情報の収集・伝達 <u>防災対策室</u> <u>警備二課</u> (略)</p> <p>(4) 警察本部の措置(地震) 警察本部は、大分地方气象台から地震情報等を入手し、防災上必要と認める場合、<u>警備第二課又は通信司令室</u>がその情報を関係先に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定河川 (略)</p> <p>○ 駅館川洪水予報 □ 洪水予報の種類と基準 (1) 洪水予報の種類 駅館川洪水注意報、駅館川洪水警報 (2) 洪水予報の発表基準</p>	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2節 県民に期待する行動</p> <p>1 家庭</p> <p>(1) 的確な避難 家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況(山・がけ崩れのおそれ等)等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、<u>自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する風水害に関する情報の収集及び関係機関への伝達等</p> <p>1 大分地方气象台等の防災気象情報の収集・伝達 <u>防災対策企画課</u> <u>警備運用課</u> (略)</p> <p>(4) 警察本部の措置(地震) 警察本部は、大分地方气象台から地震情報等を入手し、防災上必要と認める場合、<u>警備運用課又は地域課通信指令センター</u>がその情報を関係先に伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>2 指定河川 (略)</p> <p>○ 駅館川洪水予報 □ 洪水予報の種類と基準 (1) 洪水予報の種類 駅館川洪水注意報、駅館川洪水警報 (2) 洪水予報の発表基準</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後											
<p>①はん濫注意情報（洪水注意報（発表））は、洪水予報基準地点の水位がはん濫注意水位を超える洪水となることが予想されるときに発表する。</p> <p>②はん濫警戒情報（洪水警報（発表））は、洪水予報基準地点の水位がはん濫危険水位程度もしくは、はん濫危険水位を超える洪水となることが予想されるときに発表する。</p> <p>③はん濫危険情報（洪水警報）は、洪水予報基準地点水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫の恐れがあるときに発表する。</p> <p>④はん濫注意情報（洪水注意報（警報解除））は、洪水予報基準地点ではん濫危険水位を下回り、今後上昇の見込みがないときに発表する。</p> <p>⑤はん濫注意情報解除（洪水注意報解除）は、洪水予報基準地点ではん濫注意水位を下回り、今後上昇の見込みがないときに発表する。</p> <p>（略）</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>（1）救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 <u>（新規）</u></td> <td>災害発生の日から 1ヶ月以内</td> <td></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>4 運航体制及び時間</p> <p>（1）365日体制とする。ただし、運航不能時は4県（熊本・大分・宮崎・鹿児</p>				災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 <u>（新規）</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内		<p>①はん濫注意情報（洪水注意報（発表））は、洪水予報基準地点の水位がはん濫注意水位を超える洪水となることが予想されるときに発表する。</p> <p>②はん濫警戒情報（洪水警報（発表））は、洪水予報基準地点の水位がはん濫危険水位程度もしくは、はん濫危険水位を超える洪水となることが予想されるときに発表する。</p> <p>③はん濫危険情報（洪水警報）は、洪水予報基準地点水位がはん濫危険水位に到達し、はん濫の恐れがあるときに発表する。</p> <p>④はん濫発生情報は、実施区間内ではん濫が発生したときに発表する。</p> <p>⑤削除</p> <p>（略）</p> <p>第6節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>（1）救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. <u>住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></td> <td>災害発生の日から 1ヶ月以内</td> <td></td> </tr> </table> <p>（略）</p> <p>第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立</p> <p>（略）</p> <p>4 運航体制及び時間</p> <p>（1）365日体制とする。ただし、運航不能時は5県（熊本・大分・宮崎・鹿児</p>				災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. <u>住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内	
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 <u>（新規）</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内													
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 3. <u>住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内													

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>島) 応援協定により対応する。 (略)</p> <p>8 連携体制の整備 (1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島^{の4県}による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 (略)</p> <p>第3節 水防</p> <p>1 目的 水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)に基づき、洪水、津波又は高潮による水災を警戒防御し、それによる被害を軽減して民生の安定をはかることを目的とする。 (略)</p> <p>3 本部、支部の設置と業務分担 (2) 本部の業務分担 本部の業務分担は次のとおりとする。 イ 総括班(班長：河川課長) ・本部の総括に関する事。 ・雨量、水位等^等気象情報の収集。 (略)</p> <p>チ 都市・計画班 ・都市施設の被害状況のとりまとめ。 (略)</p> <p>(3) 支部の業務分担 ・水防警報の発令等水防活動に関する事。 ・本部及び所轄管内水防管理者(法第2条第3項に基づく市町村長をいう。以下</p>	<p>島・長崎) 応援協定により対応する。 (略)</p> <p>8 連携体制の整備 (1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎^{の5県}による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動 (略)</p> <p>第3節 水防</p> <p>1 目的 水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という。)に基づき、洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒防御し、それによる被害を軽減して民生の安定をはかることを目的とする。 (略)</p> <p>3 本部、支部の設置と業務分担 (2) 本部の業務分担 本部の業務分担は次のとおりとする。 イ 総括班(班長：河川課長) ・本部の総括に関する事。 ・雨量、水位、津波等^等気象情報の収集。 (略)</p> <p>チ 都市・まち班 ・都市施設の被害状況のとりまとめ。 (略)</p> <p>(3) 支部の業務分担 ・水防警報の発令等水防活動に関する事。 ・本部及び所轄管内水防管理者(法第2条第3項に基づく市町村長をいう。以下</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>「水防管理者」という。)との連絡調整に関すること。 ・雨量、水位等<u>気象情報</u>の収集及び本部への報告。 (略)</p> <p>4 水防警報 (略) (7) 水防警報の種類は次のとおりとする。 ・津波の場合 第一段階 出動 <u>津波警報等が発表され 水防活動が必要と認められる場合で、かつ安全に作業が行える(時間的な猶予がある)状態のとき。</u> 第二段階 解除 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。 水防活動の必要があると認められなくなったとき。 (略)</p> <p>8 水位の通報 (1) 水防管理者は、洪水または高潮のおそれがあることを自ら知り得た場合において、次に該当したときは支部長に通報しなければならない。 イ 水防団待機水位に達したとき ロ <u>避難判断水位</u>、はん濫注意水位に達したとき ハ 最高と思われる水位に達したとき ニ <u>避難判断水位</u>、はん濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき</p> <p>第8節 二次災害の防止活動</p> <p>○土砂災害の防止活動<地区災害対策本部社会基盤対策班> <input type="checkbox"/> <u>土砂災害危険箇所(砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険地区等)</u>の点検及び避難対策・応急対策 (略)</p>	<p>「水防管理者」という。)との連絡調整に関すること。 ・雨量、水位、<u>津波等</u>気象情報の収集及び本部への報告。 (略)</p> <p>4 水防警報 (略) (7) 水防警報の種類は次のとおりとする。 ・津波の場合 第一段階 出動 <u>気象庁から津波警報等が発表された際に河川への津波遡上により、氾濫危険水位を超えるおそれがあるとき。</u> 第二段階 解除 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき。 水防活動の必要があると認められなくなったとき。 (略)</p> <p>8 水位の通報 (1) 水防管理者は、洪水または高潮のおそれがあることを自ら知り得た場合において、次に該当したときは支部長に通報しなければならない。 イ 水防団待機水位に達したとき ロ <u>はん濫危険水位</u>、<u>避難判断水位</u>、はん濫注意水位に達したとき ハ 最高と思われる水位に達したとき ニ <u>はん濫危険水位</u>、<u>避難判断水位</u>、はん濫注意水位及び水防団待機水位を下回ったとき</p> <p>第8節 二次災害の防止活動</p> <p>○土砂災害の防止活動<地区災害対策本部社会基盤対策班> <input type="checkbox"/> 砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、<u>土砂災害警戒区域等</u>、山地災害危険地区等の点検及び避難対策・応急対策 (略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>2 県における二次災害防止活動</p> <p>(1) 土砂災害等の防止活動</p> <p>地区災害対策本部社会基盤対策班は、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報収集班に報告する。なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。</p> <p>イ 砂防指定地</p> <p>ロ 急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>ハ 地すべり防止区域</p> <p><u>ニ 土砂災害危険箇所等</u></p> <p>ホ 保安林及び保安施設地区</p> <p>ヘ 山地災害危険地区</p> <p>ト 海岸危険地域</p> <p>チ 落石等危険箇所</p> <p>リ その他二次災害の危険性があると判断される箇所 (略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>○避難生活者の保護・救援</p> <p>□医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班></p> <p>□保健活動チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> <u>(新規)</u></p> <p>□し尿・ごみ処理<市町村> (略)</p> <p>1 避難所運営の責任体制</p> <p>避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事</p>	<p>2 県における二次災害防止活動</p> <p>(1) 土砂災害等の防止活動</p> <p>地区災害対策本部社会基盤対策班は、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報収集班に報告する。なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。</p> <p>イ 砂防指定地</p> <p>ロ 急傾斜地崩壊危険区域</p> <p>ハ 地すべり防止区域</p> <p><u>ニ 土砂災害警戒区域等</u></p> <p>ホ 保安林及び保安施設地区</p> <p>ヘ 山地災害危険地区</p> <p>ト 海岸危険地域</p> <p>チ 落石等危険箇所</p> <p>リ その他二次災害の危険性があると判断される箇所 (略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>○避難生活者の保護・救援</p> <p>□医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班></p> <p>□保健活動チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班></p> <p><u>□災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班></u></p> <p>□し尿・ごみ処理<市町村> (略)</p> <p>1 避難所運営の責任体制</p> <p>避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事から</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>からの委任に基づく。) 県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。</p> <p>2 避難所の開設 (略)</p> <p>3 新規</p>	<p>の委任に基づく。) 市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。</p> <p>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。</p> <p>2 避難所の開設 (略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>市町村は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、県は市町村のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、積極的に協力する。</p> <p>(1) 住民への周知</p> <p>県及び市町村は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。</p> <p>また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p> <p>県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
	<p>の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。</p> <p>(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保 市町村は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。 県は、市町村において必要な物資が確保できない場合には、市町村ごとのニーズを的確に把握し、用品調達先の調整を行う。</p> <p>(4) 避難者の受入れ体制の確立 市町村は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市町村職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。 県は、市町村からの要請に応じて、保健師等で構成する保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。</p> <p>(5) 避難所内での感染予防 市町村は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。 イ 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。 ロ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。 ハ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。 ニ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。 ホ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。 ヘ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。 ト ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。 チ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。 リ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>3 要配慮者の避難等の措置 (略)</p> <p>4 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら災害対応支援システムを活用するとともに、物資の迅速な流通対策に必要な資機材を整備する。</p> <p>市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。</p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレの確保、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p>県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健師等で構成するよる保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。</p>	<p>(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。</p> <p>4 要配慮者の避難等の措置 (略)</p> <p>5 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。</p> <p>市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。</p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p>県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健師等で構成する保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(略)</p> <p>(9) 避難所での外国人への配慮 市町村は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者__の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。</p> <p>5 避難生活者の保護・救援 (略) <u>(新規)</u></p> <p>6 広域一時滞在 (略)</p> <p>第2節 避難所外被災者の支援 (略)</p> <p>2 避難所外の要配慮者 市町村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。地区災害対策本部庶務班は総合調整室情報収集班に報告し、必要に応じて支援を要請する。また、被災者救援部外国人救援班及び市町村は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者を配置して、適切な支援を行うものとする。</p> <p>第3節 食料供給 (略)</p> <p>2 食料供給活動の流れ</p>	<p>(略)</p> <p>(9) 避難所での外国人への配慮 市町村は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者<u>や災害時外国人支援情報コーディネーター</u>の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。</p> <p>6 避難生活者の保護・救援 (略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、<u>避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム（DCAT）を派遣する。</u> また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</p> <p>7 広域一時滞在 (略)</p> <p>第2節 避難所外被災者の支援 (略)</p> <p>2 避難所外の要配慮者 市町村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。地区災害対策本部庶務班は総合調整室情報収集班に報告し、必要に応じて支援を要請する。また、被災者救援部外国人救援班及び市町村は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者<u>や災害時外国人支援情報コーディネーター</u>を配置して、適切な支援を行うものとする。</p> <p>第3節 食料供給 (略)</p> <p>2 食料供給活動の流れ</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(3) 県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。 イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 給水</p> <p>市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部__> (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与</p> <p>市町村で給与又は貸与が困難な場合 ○所要品目、量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部支援物資班__> (略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (2) 災害救助法の規定における住宅の供給及び確保 ロ 住宅の応急修理</p>	<p>(3) 県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。 イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。 なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用して、関係機関で共有する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 給水</p> <p>市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部、通信輸送部通信・輸送班> (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与</p> <p>市町村で給与又は貸与が困難な場合 ○所要品目、量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部支援物資班、通信輸送部通信・輸送班> (略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (2) 災害救助法の規定における住宅の供給及び確保 ロ 住宅の応急修理</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後								
<p>(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定 ① 災害のため住家が半焼又は半壊した世帯</p> <p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等 (略) 3 物価の安定等に関する活動 災害後の物価の高騰、<u>悪徳商法</u>等を抑え、被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。</p> <p>第5章 社会基盤の応急対策 第3節 農林水産業に関する応急対策 1 農作物応急対策</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>4 水産物応急対策 (1) のり等藻類養殖</p> <p>イ 降雨出水等による淡水流入の際は、各水深における比重の測定を行い、比重1.018以上の水深を網の張り込み水位とし、さらに、付着物の洗浄等を行った後、</p>	<p>(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定 ① 災害のため住家が半焼若しくは半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)を受けた世帯</p> <p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等 (略) 3 物価の安定等に関する活動 災害後の物価の高騰、<u>悪質商法</u>等を抑え、被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。</p> <p>第5章 社会基盤の応急対策 第3節 農林水産業に関する応急対策 1 農作物応急対策</p> <table border="1" data-bbox="1144 895 2148 1206"> <thead> <tr> <th>災害名</th> <th>対象作物</th> <th>被害の種類</th> <th>応急対策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>風水害</u></td> <td><u>全般</u></td> <td><u>農地への油流出</u></td> <td><u>水位がある程度下がった後、オイルフェンスの設置等を行い、布等で除去する。その後は、油流出土壌では耕起をせず、空気にさらして油分の酸化分解を促すとともに、必要に応じて少量のケイカルか消石灰の散布を行い分解を促進させる。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>4 水産物応急対策 (1) のり等藻類養殖 <u>[豪雨災害・台風]</u></p> <p>イ 降雨出水等による淡水流入の際は、各水深における比重の測定を行い、比重1.018以上の水深を網の張り込み水位とし、さらに、付着物の洗浄等を行った後、</p>	災害名	対象作物	被害の種類	応急対策	<u>風水害</u>	<u>全般</u>	<u>農地への油流出</u>	<u>水位がある程度下がった後、オイルフェンスの設置等を行い、布等で除去する。その後は、油流出土壌では耕起をせず、空気にさらして油分の酸化分解を促すとともに、必要に応じて少量のケイカルか消石灰の散布を行い分解を促進させる。</u>
災害名	対象作物	被害の種類	応急対策						
<u>風水害</u>	<u>全般</u>	<u>農地への油流出</u>	<u>水位がある程度下がった後、オイルフェンスの設置等を行い、布等で除去する。その後は、油流出土壌では耕起をせず、空気にさらして油分の酸化分解を促すとともに、必要に応じて少量のケイカルか消石灰の散布を行い分解を促進させる。</u>						

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>のり葉体の変化を継続して観察し、幼芽の時期には検鏡によって被害の程度を推察し、事後の対策を講ずる。</p> <p>ロ 養殖初期から中期にわたる災害時の場合は、漁協ごとにのり糸状体培養のかき殻及び養殖網等の予備手持数量等を早急に調査し、復旧に必要なとする数量を手配する。県内だけでは対応できないときは、他県からも調達する。</p> <p>(2) 真珠、かき等貝類養殖</p> <p>――</p> <p>イ 深吊り、あるいは移動した筏を復旧し、脱落した貝の回収を行う。</p> <p>ロ 破損した筏については、復旧資材数量を早急にとりまとめる。</p> <p>(3) ぶり、たい等魚類養殖</p> <p>――</p> <p>イ 台風等の風浪による被害防止のため、係留いけすの補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。</p> <p>――</p> <p>ロ 養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養魚管理を指導する。</p> <p>(4) 避難場所</p> <p>――</p> <p>いけす等を区画漁業権の外へ緊急避難させる場合は、事前に関係者と十分調整するよう指導する。</p> <p>(新規)</p>	<p>のり葉体の変化を継続して観察し、幼芽の時期には検鏡によって被害の程度を推察し、事後の対策を講ずる。</p> <p>ロ 養殖初期から中期にわたる災害時の場合は、漁協ごとにのり糸状体培養のかき殻及び養殖網等の予備手持数量等を早急に調査し、復旧に必要なとする数量を手配する。県内だけでは対応できないときは、他県からも調達する。</p> <p>(2) 真珠、かき等貝類養殖</p> <p>[豪雨災害・台風]</p> <p>イ 深吊り、あるいは移動した筏を復旧し、脱落した貝の回収を行う。</p> <p>ロ 破損した筏については、復旧資材数量を早急にとりまとめる。</p> <p>(3) ぶり、たい等魚類養殖</p> <p>[豪雨災害・台風]</p> <p>イ 台風等の波浪による被害防止のため、係留いけすの補強やいけすの避難など適切な対策を指導する。</p> <p>[赤潮]</p> <p>ロ 養殖魚については、餌止めを行うなど過度なストレス負荷を与えないように適正な養魚管理を指導する。</p> <p>(4) 避難場所</p> <p>[台風・赤潮]</p> <p>いけす等を区画漁業権の外へ緊急避難させる場合は、事前に関係者と十分調整するよう指導する。</p> <p>(5) 油流出</p> <p>漁協各支店に整備しているオイルフェンス、オイルマット等を用いて油の拡散を抑える。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

(略)

第2節 住まいの確保・再建のための支援

(略)

11 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は1世帯あたり5.7万4千円(平成29年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>

(略)

13 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p> <p>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり135,100円(平成29年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</p>

第4章 被災者支援に関する各種制度の概要

(略)

第2節 住まいの確保・再建のための支援

(略)

11 住宅の応急修理（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり5.9万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>

(略)

13 障害物の除去（災害救助法）

支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p> <p>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円(令和元年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

<p>第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略)</p> <p>3 災害復旧貸付</p> <p>(1) 支援の種類：融資</p> <p>①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。</p> <p>②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。</p> <p>③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等</p> <p>○国民生活事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>6 小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経融資)</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>融資</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td> 1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：<u>150万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間<u>1年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間<u>2年以内</u>) </td> </tr> </table>	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	支援の種類	融資	支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額： <u>150万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間 <u>1年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間 <u>2年以内</u>)	<p>第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略)</p> <p>3 災害復旧貸付</p> <p>(1) 支援の種類：融資</p> <p>①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。</p> <p>②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。</p> <p>③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等</p> <p>○国民生活事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>各融資制度の返済期間以内</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td> 設備資金15年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能) </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>6 小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経融資)</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>融資</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td> 1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：<u>200万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間<u>2年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間<u>1年以内</u>) </td> </tr> </table>	貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円	償還期間	各融資制度の返済期間以内	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	設備資金15年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)	支援の種類	融資	支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額： <u>200万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間 <u>2年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間 <u>1年以内</u>)
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額																								
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)																								
貸付限度額	1億5千万円以内																								
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)																								
支援の種類	融資																								
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額： <u>150万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間 <u>1年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間 <u>2年以内</u>)																								
貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円																								
償還期間	各融資制度の返済期間以内																								
貸付限度額	1億5千万円以内																								
償還期間	設備資金15年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)																								
支援の種類	融資																								
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額： <u>200万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間 <u>2年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間 <u>1年以内</u>)																								

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

第5章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害指定の手続 (1) 激甚災害指定基準（本激の基準） (略)			第5章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害指定の手続 (1) 激甚災害指定基準（本激の基準） (略)		
適用条項	指定基準	担当部局	適用条項	指定基準	担当部局
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額又は B 中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。	商工 観光 労働部 <u>商工観光</u> <u>労働企画課</u>	激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額又は B 中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。	商工 観光 労働部 <u>経営創造・金融課</u>
(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準） (略)			(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準） (略)		
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）、 <u>第13条（小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例</u>	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	商工 観光 労働部 経営創造・金融課	激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例） <u>削除</u>	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。	商工 観光 労働部 経営創造・金融課

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第4部 災害復旧・復興

<p>(略)</p> <p>第2節 特別財政援助</p> <p>(略)</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律264号)による災害関係保証の特例(激甚法第12条)</p> <p>中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定(普通保険の場合、2億円の別枠設定)及び保険てん補率の引き上げ(普通保険の場合、70%→80%)の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。</p> <p><u>(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年5月22日法律115号)による貸付金の償還期間等の特例(激甚法第13条)</u></p> <p><u>激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができるものとする特例である。</u></p>	<p>(略)</p> <p>第2節 特別財政援助</p> <p>(略)</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律264号)による災害関係保証の特例(激甚法第12条)</p> <p>中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定(普通保険の場合、2億円の別枠設定)及び保険てん補率の引き上げ(普通保険の場合、70%→80%)の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。</p> <p><u>削除</u></p>
--	--

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p>第2章 火山災害応急対策</p> <p>1 組織計画 (略) (2) 県の組織</p> <p>ア 組織体制の基準 「第3部第2章第1節 組織」による。</p> <p>イ 組織体制 (ア) 災害対策連絡室体制 災害対策連絡室体制においては、以下の活動を行う（「第3部 第2章 第1節 組織」を参照。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火予報、噴火警報等の伝達（伝達方法については「3 気象庁が発表する火山情報に関する情報の収集・伝達」による。） ・災害情報の収集 <p>生活環境部防災局防災対策企画課は、大分地方气象台、市町村、消防本部、警察本部、地区災害対策連絡室等から火山災害に関する情報を入手し、必要に応じて関係課等へ伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (略) (2) 噴火警報・予報等の発表基準 噴火警報・予報は、全国 <u>110</u> の活火山を対象として発表しており、本県では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山が対象となる。 噴火速報は、気象庁が常時観測している火山を対象に平成27年8月から発表を開始しており、本県では、鶴見岳・伽藍岳、九重山が対象となる。 噴火速報は、気象庁が常時観測している火山を対象に平成27年8月から発表を開始しており、本県では、鶴見岳・伽藍岳、九重山が対象となる。</p> <p>(略)</p> <p>イ 噴火予報 福岡管区气象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、<u>警報の解除を行う場合等に発表する。</u></p>	<p>第2章 火山災害応急対策</p> <p>1 組織計画 (略) (2) 県の組織</p> <p>ア 組織体制の基準 「第3部第2章第1節 組織」による。</p> <p>イ 組織体制 (ア) 災害対策連絡室体制 災害対策連絡室体制においては、以下の活動を行う（「第3部 第2章 第1節 組織」を参照。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火予報、噴火警報等の伝達（伝達方法については「3 気象庁が発表する火山情報に関する情報の収集・伝達」による。） ・災害情報の収集 <p><u>災害対策連絡室</u>は、大分地方气象台、市町村、消防本部、警察本部、地区災害対策連絡室等から火山災害に関する情報を入手し、必要に応じて関係課等へ伝達する。</p> <p>(略)</p> <p>3 気象庁が発表する火山現象に関する情報の収集・伝達 (略) (2) 噴火警報・予報等の発表基準 噴火警報・予報は、全国 <u>111</u> の活火山を対象として発表しており、本県では、鶴見岳・伽藍岳、由布岳、九重山が対象となる。 噴火速報は、気象庁が常時観測している火山を対象に平成27年8月から発表を開始しており、本県では、鶴見岳・伽藍岳、九重山が対象となる。 噴火速報の発表は、<u>気象庁が常時観測している火山が主な対象で、平成27年8月から発表を開始している。</u></p> <p>(略)</p> <p>イ 噴火予報 福岡管区气象台気象防災部地域火山監視・警報センターが、<u>火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p>ウ 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表する。<u>なお、以下のような場合には発表しない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合 ・噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合 <p>(略)</p> <p>カ 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（福岡管区気象台）が発表する。</p> <p>(ア) 火山の状況に関する解説情報</p> <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</p> <p>(イ) 火山活動解説資料</p> <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</p> <p><u>(ウ) 週間火山概況</u></p> <p><u>過去一週間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎週金曜日に発表する。全国版が公表される。</u></p> <p><u>(エ) 月間火山概況</u></p> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。全国版及び各地方版が公表される（大分県は「九州地方の火山」）。</p> <p><u>(オ) 地震・火山月報（防災編）</u></p> <p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果</p>	<p><u>発表する。</u></p> <p>ウ 噴火速報</p> <p>噴火の発生事実を迅速に発表する情報で、初めて噴火した場合、また、継続的に噴火している火山でそれまでの規模を上回る噴火を確認した場合に発表する。視界不良により遠望カメラでの確認ができない場合でも、地震計や空振計のデータで推定できる場合は、「噴火したもよう」として発表する。<u>なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ 火山現象に関する情報等</p> <p>噴火警報・予報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁（福岡管区気象台）が発表する。</p> <p>(ア) 火山の状況に関する解説情報</p> <p>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもので、定期的または必要に応じて臨時に発表する。</p> <p>臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し、発表する。</p> <p>(イ) 火山活動解説資料</p> <p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもので、毎月又は必要に応じて臨時に発表する。</p> <p><u>削除</u></p> <p><u>(ウ) 月間火山概況</u></p> <p>前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。全国版及び各地方版が公表される（大分県は「九州地方の火山」）。</p> <p><u>(エ) 地震・火山月報（防災編）</u></p> <p>月ごとの地震・火山に関連した各種防災情報や地震・火山活動に関する分析結果</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

風水害等対策編

第5部 火山災害対策

改正前	改正後
<p>をとりまとめたもので、全国版が公表される。</p> <p><u>(カ)</u> 噴火に関する火山観測報</p> <p>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と発表される。</p>	<p>をとりまとめたもので、全国版が公表される。</p> <p><u>(オ)</u> 噴火に関する火山観測報</p> <p>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報を直ちに発表する。おおむね30分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と発表される。</p>

大分県地域防災計画 新旧対照表

【地震・津波対策編】

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課、都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>大分県の土砂災害防止事業の状況等は、大分県地域防災計画「風水害等対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりでである。崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、<u>土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等</u>その総数は全国に比べて多く、従来から、<u>土砂災害危険箇所</u>や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、<u>土砂災害危険箇所について</u>、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止事業の実施</p> <p>イ 重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。</p> <p>ロ <u>土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所</u>については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災施設の災害予防管理 (略)</p> <p>2 土砂災害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）</p>	<p>第2章 災害に強いまちづくり 第1節 被害の未然防止事業 (略)</p> <p>2 土砂災害防止事業（九州地方整備局、九州森林管理局、土木建築部砂防課、都市・まちづくり推進課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）</p> <p>(1) 土砂災害防止事業の基本方針</p> <p>大分県の土砂災害防止事業の状況等は、大分県地域防災計画「風水害等対策編」第2部第2章第1節「被害の未然防止事業」に示しているとおりでである。崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区、<u>土砂災害警戒区域等</u>ともその総数は全国に比べて多く、従来から、<u>土砂災害警戒区域等</u>や砂防指定地等を中心に施設整備を実施しているが、引き続き整備を進め、地震に伴う災害防止に努める。さらに、<u>「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」</u>（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域等の指定によるソフト対策を実施する。また、宅地造成については、宅地造成等規制法や都市計画法等による一定規模以上の宅地造成の許可制度のもとで規制誘導策がとられているが、引き続きこれら法令や制度による指導・監督に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害防止事業の実施</p> <p>イ 重要交通網などの重要インフラ、避難所、要配慮者利用施設、防災拠点に対する土砂災害対策や流木対策を重点的に実施する。</p> <p>ロ <u>土砂災害警戒区域等</u>については、危険性の程度に応じて砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業を計画的に実施することにより、災害に備える。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 防災施設の災害予防管理 (略)</p> <p>2 土砂災害防止施設の予防管理（九州地方整備局、九州農政局、九州森林管理局、土木建築部砂防課、農林水産部農村基盤整備課・森林保全課、市町村）</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前		改正後													
<p>(2) 土砂災害防止施設の予防管理の実施 危険箇所を多く抱える市町村等においては、土砂災害危険箇所の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れたら、ただちに県の関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>4 県の推進方針</p> <p>(2) 自主防災組織における防災啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災アドバイザー派遣の実施 ・地震体験車の活用 <p>(略)</p> <p>第2節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>4 各種防災訓練例</p> <p>(2) 地震対応訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図上 (実働) 訓練</td> <td>斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td>急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p>		訓練名	内容	図上 (実働) 訓練	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練		急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。	<p>(2) 土砂災害防止施設の予防管理の実施 危険箇所を多く抱える市町村等においては、土砂災害警戒区域等の事前把握を行い、地震時の斜面崩壊や地すべり等の前兆が現れたら、ただちに県の関係機関等に連絡できる体制を確立するとともに、必要に応じて警戒・避難体制の確立が図られるよう事前に検討しておく。</p> <p>(略)</p> <p>第3章 災害に強い人づくり</p> <p>第1節 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>4 県の推進方針</p> <p>(2) 自主防災組織における防災啓発の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災アドバイザー派遣の実施 ・地震体験車や防災VR（バーチャル・リアリティ）動画などの疑似体験ツールの活用 <p>(略)</p> <p>第2節 防災訓練</p> <p>(略)</p> <p>4 各種防災訓練例</p> <p>(2) 地震対応訓練</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>訓練名</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>図上 (実働) 訓練</td> <td>斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練</td> </tr> <tr> <td></td> <td>急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第3節 防災教育</p> <p>(略)</p> <p>3 地域等における防災教育</p> <p>(2) 一般県民に対する防災教育</p>		訓練名	内容	図上 (実働) 訓練	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練		急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。
訓練名	内容														
図上 (実働) 訓練	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練														
	急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。														
訓練名	内容														
図上 (実働) 訓練	斜面崩壊危険箇所隣接地域における避難路検討訓練														
	急傾斜地の土砂災害警戒区域等の崩壊及びそのおそれを想定し、詳細地図上で安全な避難路を検討する訓練。 ※ 検討後の実働による検証も重要。														

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、地域の実態に応じて次の事項を含むものとする。 なお、教育方法として、ホームページ、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。</p> <p>イ 地震・津波に関する知識 (略)</p> <p>ロ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険溪流に関する知識</p> <p>へ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策 (略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行う福祉専門職のチーム派遣を可能とするため、災害福祉広域支援体制の構築に努めるものとする。</p> <p>さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所総合マニユ</p>	<p>防災対策企画課は、市町村や防災関係機関と協力して、県民に対する防災教育を実施するとともに、市町村等が行う防災教育に関し必要な助言を行うものとする。防災教育は、次の事項を含むものとし、ホームページ、印刷物、ビデオの映像、ハザードマップ等の配布、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行うものとする。 なお、ハザードマップ等の活用にあたっては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難時に使用する道路状況を確認すること、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>イ 地震・津波に関する知識 (略)</p> <p>ロ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識</p> <p>へ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛、適切な避難行動等防災上とるべき行動に関する知識 (略)</p> <p>第5節 要配慮者の安全確保</p> <p>1 地域における要配慮者対策 (略)</p> <p>(3) 福祉避難所の指定 福祉保健部福祉保健企画課、健康づくり支援課、高齢者福祉課、こども未来課・こども・家庭支援課、障害福祉課は、市町村における福祉避難所の指定・運営を支援するため、所管の社会福祉法人等に対し、所有する施設の使用や職員の派遣等について協力を要請する。また、大分県社会福祉協議会との協働により、福祉ニーズの把握や必要な福祉サービスの供給等要配慮者の支援を行うため、福祉専門職等からなる災害派遣福祉チーム(DCAT)の体制の充実を図る。</p> <p>さらに、福祉避難所に関する周知や事前準備も含めた「福祉避難所開設・運営マニユ</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>アル（仮称）」の作成やマニュアルも活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（5）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及 市町村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。</p> <p>また、健康づくり支援課及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。</p> <p>（略）</p> <p>6 外国人の安全確保(企画振興部国際政策課、市町村、各公共的団体、自主防災組織)</p> <p>（1）基本方針 市町村は、国際化の進展に伴い、県内に居住し、又は来県する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。</p> <p>（2）実施内容 市町村及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。</p> <p>イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。</p> <p>ロ 市町村、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。</p> <p>ハ 市町村は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。</p> <p><u>（新規）</u></p>	<p>アル」を活用した市町村職員、福祉避難所となる社会福祉施設職員、社会福祉協議会職員等を対象とした福祉避難所に係る人材育成等研修会を実施する。</p> <p>（略）</p> <p>（5）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及 市町村は、ホームヘルパーや民生委員・児童委員等、高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検や適切な避難行動等の防災知識普及を推進する。</p> <p>また、健康づくり支援課及び市町村は、透析患者、人工呼吸器患者及び在宅酸素患者等の難病患者に対して、「お薬手帳」の常備や病状・かかりつけ医療機関・服用薬などを記入できる「難病患者のための災害時準備ガイドブック」の携帯等、自らを守るための資源の活用について普及啓発に努める。</p> <p>（略）</p> <p>6 外国人の安全確保(企画振興部国際政策課、市町村、各公共的団体、自主防災組織)</p> <p>（1）基本方針 市町村は、国際化の進展に伴い、県内に居住し、又は来県する外国人が増加し多様化していることをふまえ、言語・文化・生活習慣の異なる外国人が受ける被害を最小限にとどめ、的確な行動がとれる防災環境づくりに努める。</p> <p>（2）実施内容 市町村及び防災関係機関は、以下の点に留意した対策を推進する。</p> <p>イ 市町村は、指定避難所・避難路の標識への外国語の付記、災害時の多言語による広報等、外国人に配慮した情報伝達手段の整備に努める。</p> <p>ロ 市町村、公共的団体及び自主防災組織等は、地域全体で外国人の安全確保、救助活動、安否確認等の支援体制を整備する。</p> <p>ハ 市町村は、災害時に地域内で生活する外国人の安全確保を図るため、多言語による防災知識の普及活動を推進し、外国人を対象にした防災教育を実施するよう努める。具体的には、英語を始めとする外国語の防災パンフレットやビデオ等の作成・普及、外国人を対象とした防災訓練の実施を推進する。</p> <p><u>ニ 県、市町村は、国が行う研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に努める。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課） (略)</p> <p>(2) 受援計画の策定 県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p>また、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室)</p> <p>(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実 官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。</p> <p>イ 指定地方公共機関の指定拡大 現在、県では県医師会、報道機関、バス会社等26の機関を指定地方公共機関に指定し、県内の防災に寄与するよう努めているところである。大規模な災害時には、現在、指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。</p> <p>ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結災害時の連携が円滑に行え</p>	<p>第4章 迅速かつ円滑な災害応急対策のための事前措置 第1節 初動体制の強化（生活環境部防災局防災対策企画課） (略)</p> <p>(2) 受援計画の策定 県は、救助・救急、消火活動、医療活動及び物資調達等の応援を受ける際の要請の手順、活動拠点等の基本的事項をあらかじめ整理することにより、警察、消防及び自衛隊等の広域的な応援を迅速かつ効率的に受入れる体制を確保するため受援計画を策定する。</p> <p>また、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。</p> <p>さらに、発災時は迅速な生活再建（避難所運営、り災証明書発行、仮設住宅建設等）が強く求められるが、その中心的業務を担う被災市町村において、必要十分な応援職員を確保することが重要になることから、市町村における受援計画が早期に策定されるよう支援する。</p> <p>第2節 活動体制の確立 (略)</p> <p>2 連携体制の充実及び応援体制の強化(生活環境部防災局防災対策企画課・消防保安室)</p> <p>(2) 県内関係業界、民間団体との連携体制の充実 官民一体となって災害に対処できる体制を充実するため、以下の対策を講じていく。</p> <p>イ 指定地方公共機関の指定拡大 現在、県では県医師会、報道機関、バス会社等26の機関を指定地方公共機関に指定し、県内の防災に寄与するよう努めているところである。大規模な災害時には、現在、指定地方公共機関に指定していない各種の機関の協力が必要であり、これらの機関との円滑な連携が図られるよう指定地方公共機関として位置づけていく。</p> <p>ロ 県内関係業界、民間団体との応援協力協定の締結災害時の連携が円滑に行える</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>るよう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し__実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。</p> <p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(8) (新規)</p> <p>(9) (新規)</p> <p>(略)</p> <p>6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局防災対策企画課・危機管理室、土木建築部公園・生活排水課、港湾課)</p> <p>大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)機能、④全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、を配置し、大分県広域防災拠点基本計画(平成27年6月策定)に基づき、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。</p> <p>港湾においては、災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となること</p>	<p>よう、ノウハウを有する県内関係業界、民間団体との間で応援協力協定を締結し体制を強化するとともに、人的・物的協力の具体的な手順等を明確化し、<u>訓練等</u>を通じて、<u>発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、</u>実効性の確保に留意するものとする。</p> <p>ハ 災害時における情報共有手段の検討を行い、定期的に訓練を実施する。</p> <p><u>ニ 建設業団体等の担い手の確保・育成</u></p> <p><u>災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(8) 重要施設の非常用電源の確保</u></p> <p><u>災害拠点病院等、重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう務めるものとする。</u></p> <p><u>(9) 重要施設の非常用電源設置状況等のリストアップ</u></p> <p><u>県は大規模停電発生時に電気事業者等から円滑な支援が受けられるよう、あらかじめ、災害拠点病院及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量等を収集・整理し、リスト化を行うよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>6 広域防災拠点の整備(生活環境部防災局防災対策企画課・危機管理室、土木建築部公園・生活排水課、港湾課)</p> <p>大規模災害時における県の広域防災拠点として、大分スポーツ公園を位置づけ、①災害対策本部の対応方針を受けて、必要な情報収集・関係機関との調整などを行う現地調整所機能、②自衛隊や海上保安庁、消防、警察など全国から派遣される応援部隊の進出・活動・宿営拠点機能、③救急救助のためのヘリポート・SCU(航空搬送拠点臨時医療施設)機能、④全国から集積する救援物資の市町村地域内輸送拠点への仕分・輸送拠点機能、を配置し、大分県広域防災拠点基本計画(平成27年6月策定)に基づき、各機能に必要な設備等を計画的に整備する。また、救助・救急、消火等を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関と防災訓練等を通じて連携体制を構築し、実効方法の検討を行う。</p> <p>港湾においては、災害時の救援物資・資機材・人員等の海上輸送拠点となること</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第2部 災害予防

改正前	改正後
<p>から、大分港・<u>佐賀関港</u>・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。 <u>（新規）</u></p> <p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 （1）地震・津波に関する情報伝達体制の充実 <u>公共情報コモンズの活用</u></p> <p>第5節 救助物資の備蓄 東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。 なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。 県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。 <u>（新規）</u></p> <p><u>平成30年4月1日現在の備蓄状況</u></p>	<p>から、大分港・<u>佐伯港</u>・別府港・臼杵港・中津港・津久見港（拠点港）の整備を促進する。 <u>また、道の駅を活用した広域的な復旧・復興の活動拠点づくりに取り組む。</u></p> <p>第4節 個別応急対策の迅速かつ円滑な実施のための事前措置の充実 1 生命・財産への被害を最小限とするための事前措置の充実 （1）地震・津波に関する情報伝達体制の充実 <u>Lアラートの活用</u></p> <p>第5節 救助物資の備蓄 東日本大震災を踏まえ、県内の最大避難者数を18万人と想定し、県外からの支援物資が届くまでの間の避難者が最低限必要とする主食、副食、飲料水、毛布、ブルーシート、<u>マスク、アルコール消毒薬、</u>及び要配慮者が必要とする物資の備蓄を行うこととする。 なお、災害発生時に備蓄物資の供給を円滑に行うため、定期的に支援物資部等と備蓄物資の保管内容、保管担当者及び連絡先などの情報の共有を行う。 県及び市町村が備蓄する具体的な品目及び備蓄量については、別に定める「災害時備蓄物資等に関する基本方針」によるものとする。 <u>県は、災害時に広く備蓄物資が行き渡るよう、備蓄保管場所の分散化に努める。</u> <u>市町村は、地域特性等に応じ必要となる物資を備蓄することとする。</u></p> <p><u>令和2年4月1日現在の備蓄状況</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2節 県民に期待する行動</p> <p>1 家庭 (1) 的確な避難 家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況(山・がけ崩れのおそれ等)等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、<u>地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 (略)</p> <p>2 大分地方気象台の措置(地震) NHK大分放送局 大分海上保安部(警備救難課) 大分県警察本部(警備第二課又は通信指令室) 九州地方整備局大分河川国道事務所(調査第一課)</p> <p>(略)</p> <p>4 警察本部の措置(地震) 警察本部は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、<u>警備第二課又は通信指令室</u>がその情報を関係先に伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2節 県民に期待する行動</p> <p>1 家庭 (1) 的確な避難 家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況(山・がけ崩れのおそれ等)等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、<u>自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 活動体制の確立 (略)</p> <p>第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達 (略)</p> <p>2 大分地方気象台の措置(地震) NHK大分放送局 大分海上保安部(警備救難課) 大分県警察本部(<u>警備運用課又は地域課通信指令センター</u>) 九州地方整備局大分河川国道事務所(調査第一課)</p> <p>(略)</p> <p>4 警察本部の措置(地震) 警察本部は、大分地方気象台から地震情報等入手し、防災上必要と認める場合、<u>警備運用課又は地域課通信指令センター</u>がその情報を関係先に伝達する。</p> <p>(略)</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前				改正後											
<p>第6節 災害救助法の適用及び運用 (略)</p> <p>4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 <u>(新規)</u></td> <td>災害発生の日から 1ヶ月以内</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立 (略)</p> <p>4 運航体制及び時間 (1) 365日体制とする。ただし、運航不能時は<u>4県（熊本・大分・宮崎・鹿児島）</u> 応援協定により対応する。 (2) 運航時間は気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、8時30分～17時15分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日没まで」とする。 (略)</p> <p>8 連携体制の整備 (1) <u>熊本・大分・宮崎・鹿児島</u> 県の4県による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。 (2) 各種訓練等を通じて、ドクターヘリ、県警ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターとの連携体制を強化する。</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p>				災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 <u>(新規)</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内		<p>第6節 災害救助法の適用及び運用 (略)</p> <p>4 応急救助の実施基準 (1) 救助の程度及び期間</p> <table border="1"> <tr> <td>災害にかかった住宅の応急修理</td> <td>1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 <u>3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u></td> <td>災害発生の日から 1ヶ月以内</td> <td></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>第9節 防災ヘリコプターの運用体制の確立 (略)</p> <p>4 運航体制及び時間 (1) 365日体制とする。ただし、運航不能時は<u>5県（熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎）</u> 応援協定により対応する。 (2) 運航時間は気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、8時30分～17時15分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日没まで」とする。 (略)</p> <p>8 連携体制の整備 (1) <u>熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎</u> の5県による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。 (2) 各種訓練等を通じて、ドクターヘリ、県警ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターとの連携体制を強化する。 (略)</p> <p>第3章 生命・財産への被害を最小限とするための活動</p>				災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 <u>3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内	
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 <u>(新規)</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内													
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者 <u>3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内													

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第7節 二次災害の防止活動</p> <p>○土砂災害の防止活動<地区災害対策本部社会基盤対策班> □土砂災害危険箇所(砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、山地災害危険地区等)の点検及び避難対策・応急対策 (略) (略)</p> <p>2 県における二次災害防止活動 (2) 土砂災害等の防止活動 地区災害対策本部社会基盤対策班は、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。 また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報収集班に報告する。 なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。 イ 砂防指定地 ロ 急傾斜地崩壊危険区域 ハ 地すべり防止区域 ニ 土砂災害危険箇所等 ホ 保安林及び保安施設地区 ヘ 山地災害危険地区 ト 海岸危険地域 チ 落石等危険箇所 リ その他二次災害の危険性があると判断される箇所 (略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動</p> <p>○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □保健活動チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班></p>	<p>第7節 二次災害の防止活動</p> <p>○土砂災害の防止活動<地区災害対策本部社会基盤対策班> □砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、<u>土砂災害警戒区域等</u>、山地災害危険地区等の点検及び避難対策・応急対策 (略) (略)</p> <p>2 県における二次災害防止活動 (2) 土砂災害等の防止活動 地区災害対策本部社会基盤対策班は、土砂災害等の危険箇所として指定されている箇所等の点検・パトロールを行い、二次災害防止のための措置をとる。 また、その実施状況を把握するとともに、総合調整室情報収集班に報告する。 なお、点検・パトロール箇所は、次のとおりとする。 イ 砂防指定地 ロ 急傾斜地崩壊危険区域 ハ 地すべり防止区域 ニ <u>土砂災害警戒区域等</u> ホ 保安林及び保安施設地区 ヘ 山地災害危険地区 ト 海岸危険地域 チ 落石等危険箇所 リ その他二次災害の危険性があると判断される箇所 (略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動 第1節 避難所運営活動</p> <p>○避難生活者の保護・救援 □医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班> □保健活動チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>(新規) □し尿・ごみ処理<市町村> (略)</p> <p>1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。<u>県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 新規</p>	<p>□災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班> □し尿・ごみ処理<市町村> (略)</p> <p>1 避難所運営の責任体制 避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。<u>市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わらず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。</u> <u>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国(内閣府等)に共有するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>3 避難所における感染症対策 <u>市町村は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。</u> <u>また、県は市町村のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、積極的に協力する。</u></p> <p>(1) 住民への周知 <u>県及び市町村は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。</u> <u>また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。</u></p> <p>(2) 避難先の検討・確保 <u>市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</u> <u>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
	<p>保する。</p> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p> <p>県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。</p> <p>(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保</p> <p>市町村は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。</p> <p>県は、市町村において必要な物資が確保できない場合には、市町村ごとのニーズを的確に把握し、用品調達先の調整を行う。</p> <p>(4) 避難者の受入れ体制の確立</p> <p>市町村は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市町村職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。</p> <p>県は、市町村からの要請に応じて、保健師等で構成する保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。</p> <p>(5) 避難所内での感染予防</p> <p>市町村は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。</p> <p>イ 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。</p> <p>ロ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。</p> <p>ハ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。</p> <p>ニ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。</p> <p>ホ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。</p> <p>ヘ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。</p> <p>ト ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編
第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>3 要配慮者の避難等の措置 (略)</p> <p>4 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら災害対応支援システムを活用するとともに、物資の迅速な流通対策に必要な資機材を整備する。</p> <p>市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。</p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、災害に備えて簡易トイレ(洋式)の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレの確保、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p>県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健師等で構成するよる保健活動チームを派遣するとともに、各種団</p>	<p>チ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。</p> <p>リ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。</p> <p>(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所運営訓練等を実施する。</p> <p>4 要配慮者の避難等の措置 (略)</p> <p>5 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。</p> <p>市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。</p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、災害に備えて簡易トイレ(洋式)の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p>県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 避難所での外国人への配慮</p> <p>市町村は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者__の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。</p> <p>5 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所外の要配慮者</p> <p>市町村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。地区災害対策本部庶務班は総合調整室情報収集班に報告し、必要に応じて支援を要請する。また、被災者救援部外国人救援班及び市町村は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者を配置して、適切な支援を行うものとする。</p> <p>第3節 食料供給</p> <p>(略)</p> <p>2 食料供給活動の流れ</p> <p>(3) 県における食料供給の実施</p> <p>市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。</p> <p>イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理</p>	<p>するため、保健師等で構成する保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。</p> <p>(略)</p> <p>(9) 避難所での外国人への配慮</p> <p>市町村は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るようボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。</p> <p>6 避難生活者の保護・救援</p> <p>(略)</p> <p>(3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整</p> <p>県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム(DCAT)を派遣する。</p> <p>また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</p> <p>第2節 避難所外被災者の支援</p> <p>(略)</p> <p>2 避難所外の要配慮者</p> <p>市町村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。地区災害対策本部庶務班は総合調整室情報収集班に報告し、必要に応じて支援を要請する。また、被災者救援部外国人救援班及び市町村は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。</p> <p>第3節 食料供給</p> <p>(略)</p> <p>2 食料供給活動の流れ</p> <p>(3) 県における食料供給の実施</p> <p>市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。</p> <p>イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。</p> <p>なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。</p> <p>第4節 給水</p> <p>市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部__> (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与</p> <p>市町村で給与又は貸与が困難な場合 ○所要品目、量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部支援物資班__> (略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (2) 災害救助法の規定における住宅の供給及び確保 ロ 住宅の応急修理 (ロ) 応急修理を受ける世帯の決定 ① 災害のため住家が半焼又は半壊した世帯__</p>	<p>支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、<u>通信輸送部通信・輸送班</u>との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。</p> <p>なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は、<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を活用して、関係機関で共有する。</p> <p>第4節 給水</p> <p>市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部、<u>通信輸送部通信・輸送班</u>> (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与</p> <p>市町村で給与又は貸与が困難な場合 ○所要品目、量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部支援物資班、<u>通信輸送部通信・輸送班</u>> (略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等 (略)</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置 (2) 災害救助法の規定における住宅の供給及び確保 ロ 住宅の応急修理 (ロ) 応急修理を受ける世帯の決定 ① 災害のため住家が半焼若しくは半壊した世帯<u>又は半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)を受けた世帯</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第3部 災害応急対策

改正前	改正後
<p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等 (略)</p> <p>3 物価の安定等に関する活動</p> <p>災害後の物価の高騰、<u>悪徳商法</u>等を抑え、被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。</p>	<p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等 (略)</p> <p>3 物価の安定等に関する活動</p> <p>災害後の物価の高騰、<u>悪質</u>商法等を抑え、被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前		改正後	
<p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略) 第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略) 11 住宅の応急修理 (災害救助法)</p>		<p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略) 第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略) 11 住宅の応急修理 (災害救助法)</p>	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は1世帯あたり57万4千円(平成29年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>	支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>
(略)		(略)	
13 障害物の除去 (災害救助法)		13 障害物の除去 (災害救助法)	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p> <p>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり135,100円(平成29年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</p>	支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p> <p>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円(令和元年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後																								
<p>第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略)</p> <p>3 災害復旧貸付</p> <p>(1) 支援の種類：融資</p> <p>①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。</p> <p>②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。</p> <p>③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等</p> <p>○国民生活事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>6 小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経融資)</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>融資</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td> 1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：<u>15百万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間<u>1年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間<u>2年以内</u>) </td> </tr> </table>	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	支援の種類	融資	支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額： <u>15百万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間 <u>1年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間 <u>2年以内</u>)	<p>第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略)</p> <p>3 災害復旧貸付</p> <p>(1) 支援の種類：融資</p> <p>①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。</p> <p>②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。</p> <p>③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等</p> <p>○国民生活事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>各融資制度の返済期間以内</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td> 設備資金15年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能) </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>6 小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経融資)</p> <table border="1"> <tr> <td>支援の種類</td> <td>融資</td> </tr> <tr> <td>支援の内容</td> <td> 1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：<u>20百万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間<u>2年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間<u>1年以内</u>) </td> </tr> </table>	貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円	償還期間	各融資制度の返済期間以内	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	設備資金15年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)	支援の種類	融資	支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額： <u>20百万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間 <u>2年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間 <u>1年以内</u>)
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額																								
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)																								
貸付限度額	1億5千万円以内																								
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)																								
支援の種類	融資																								
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額： <u>15百万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間 <u>1年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間 <u>2年以内</u>)																								
貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円																								
償還期間	各融資制度の返済期間以内																								
貸付限度額	1億5千万円以内																								
償還期間	設備資金15年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)																								
支援の種類	融資																								
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額： <u>20百万円</u> 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間 <u>2年以内</u>) 運転資金は7年以内(措置期間 <u>1年以内</u>)																								

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前			改正後		
第5章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害指定の手続 (1) 激甚災害指定基準（本激の基準） (略)			第5章 激甚災害の指定 第1節 激甚災害指定の手続 (1) 激甚災害指定基準（本激の基準） (略)		
適用条項	指定基準	担当部局	適用条項	指定基準	担当部局
激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額 又は B 中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。	商工 観光 労働部 <u>商工観光</u> <u>労働企画課</u>	激甚法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）	A 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額 又は B 中小企業関係被害額＞全国中小企業推定所得額×0.06% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上ある場合 1 一の都道府県の中小企業関係被害額＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2% 2 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400億円 ただし、火災の場合又は激甚法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講じられることがある。	商工 観光 労働部 <u>経営創造・金融課</u>
(略)			(略)		
(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準）			(2) 局地激甚災害指定基準（局激の基準）		

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前			改正後		
(略)			(略)		
<p>激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)、<u>第13条(小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</u></p>	<p>中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>	<p>商工 観光 労働部 経営創造・金融課</p>	<p>激甚法第12条(中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) <u>削除</u></p>	<p>中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>	<p>商工 観光 労働部 経営創造・金融課</p>
(略)			(略)		
<p>第2節 特別財政援助 (略)</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律264号)による災害関係保証の特例(激甚法第12条)</p> <p>中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定(普通保険の場合、2億円の別枠設定)及び保険てん補率の引き上げ(普通保険の場合、70%→80%)の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。</p> <p><u>(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和31年5月22日法律115号)による貸付金の償還期間等の特例(激甚法第13条)</u></p> <p><u>激甚災害を受けた者が当該災害を受ける以前に貸付けを受けていた小規模企業者等設備導入資金についてその償還期限を2年以内の範囲で延長することができるものとする特例である。</u></p>			<p>第2節 特別財政援助 (略)</p> <p>3 中小企業に関する特別の助成</p> <p>(1) 中小企業信用保険法(昭和25年12月14日法律264号)による災害関係保証の特例(激甚法第12条)</p> <p>中小企業信用保険法による災害関係保証について、激甚法第12条の適用により、付保険限度額の別途設定(普通保険の場合、2億円の別枠設定)及び保険てん補率の引き上げ(普通保険の場合、70%→80%)の特例措置が行われる。なお、激甚災害の場合には、中小企業信用保険法施行令の規定により、保険料率の引き下げも併せて行われる。</p> <p><u>削除</u></p>		

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第4部 災害復旧・復興

改正前	改正後

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
<p>第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助</p> <p>第3章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第4章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第5章 防災訓練</p> <p>第6章 地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>第7章 津波避難対策緊急事業計画</p> <p>第8章 南海トラフ地震防災対策計画</p>	<p>第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助</p> <p>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>第4章 関係者との連携協力の確保</p> <p>第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備</p> <p>第6章 防災訓練</p> <p>第7章 地震防災上必要な教育及び広報</p> <p>第8章 津波避難対策緊急事業計画</p> <p>第9章 南海トラフ地震防災対策計画</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後								
	<p>第3章 時間差発生等における円滑な避難の確保等</p> <p>○概要</p> <p>(1) 臨時情報について</p> <p>南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では約3.2時間の間隔を置いて発生し、1944年の昭和東南海地震・1946年の昭和南海地震は約2年間の間隔を置いて発生している。</p> <p>このため、最初に発生した地震により被災地域で甚大な被害が発生している状況において、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し必要な対策を行う。</p> <p>具体的には、気象庁が、次の「南海トラフ地震臨時情報」を発表した場合、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震）等に備えて、災害応急対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="1144 970 2134 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 970 1361 1023">臨時情報の種類</th> <th data-bbox="1361 970 2134 1023">具体的な基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 1023 1361 1123">調査中</td> <td data-bbox="1361 1023 2134 1123"> <ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1123 1361 1224">巨大地震警戒</td> <td data-bbox="1361 1123 2134 1224"> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1224 1361 1469">巨大地震注意</td> <td data-bbox="1361 1224 2134 1469"> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべり </td> </tr> </tbody> </table>	臨時情報の種類	具体的な基準	調査中	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合 	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべり
臨時情報の種類	具体的な基準								
調査中	<ul style="list-style-type: none"> 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 								
巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合 								
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生したと評価した場合 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべり 								

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p data-bbox="1368 288 1733 316">べりが観測されたと評価した場合</p> <p data-bbox="1144 389 1330 416">(2) 基本方針</p> <p data-bbox="1144 440 2152 616">確実に死者を出さないためには、事前避難は有効であるが、一方で、後発地震がいつ発生するか判然としない中、県民の日常生活や企業活動が必要以上に萎縮することは防がなければならない。そのため、県民の意見を十分に反映させ、人命優先の施策と日常生活維持とのバランスのとれた対策を行う。</p> <p data-bbox="1144 687 2152 767">○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p data-bbox="1144 786 1783 813">第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等</p> <p data-bbox="1144 837 2152 965">南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合、県は、速やかに関係部局長会議又は県災害対策本部会議が開催できるよう情報収集を開始する。この場合の情報収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p data-bbox="1144 986 2152 1066">(1) 情報の収集・伝達における県、市町村関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。</p> <p data-bbox="1144 1086 2152 1166">(2) 国、関係機関、市町村等との連絡体制については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。</p> <p data-bbox="1144 1238 2152 1318">○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p data-bbox="1144 1337 2152 1364">第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害警戒本部等の設置等</p> <p data-bbox="1144 1388 2152 1465">南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p data-bbox="1144 1485 2152 1513">(1) 情報の収集・伝達における県、市町村関係機関の役割については、「第3部第</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。</p> <p>(2) 国、関係機関、市町村等との連絡体制図については「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。</p> <p>(3) 県は、県災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表の前に、既に県災害対策本部が設置されているときは、関係部局長会議の開催に代えて、県災害対策本部会議を開催する。</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の周知</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第3部第2章第17節 広報活動・災害記録活動」により周知する。</p> <p>第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等</p> <p>県は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集体制や指示事項等の伝達及び災害応急対策に係る措置の実施状況の報告等については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報の収集・伝達」により体制を整備する。</p> <p>第4節 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとる。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとる。</p> <p>第5節 避難対策等</p> <p>1 地域住民等の避難行動等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、地域住民等が後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、市町村があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）並びに事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域として、市町村があらかじめ定める地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）及び事前避難対象地域のうち避難行動要支援者に限り後発地震の発生に備え1週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）については、以下の方針に則り市町村が定める。</p> <p>（1）事前避難対象地域等の設定</p> <p>イ 事前避難対象地域</p> <p>津波避難対策特別強化地域において地震発生後、30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域を対象とする。ただし、上記地域にかかわらず、市町村の判断で地域の実情に沿って、事前避難対象地域の対象を拡大することは妨げない。</p> <p>ロ 住民事前避難対象地域</p> <p>同地域は設置せず、後発地震発生時には高台（津波避難タワー等を含む）など、その場所や状況に応じた適切な避難行動をとることを第一とする。</p> <p>ハ 高齢者等事前避難対象地域</p> <p>事前避難対象地域を高齢者等事前避難対象地域と同一とする。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画については、「第3部第3章第2節 地震・津波に関する避難の勧告・指示等及び誘導」による。</p> <p>(2) 避難情報等</p> <p>国からの指示が発せられた場合において、市町村は「高齢者等事前避難対象地域」の避難行動要支援者に対し避難準備・高齢者等避難開始の避難情報を発令して避難を促す。すでに大津波警報又は津波警報に伴い避難勧告等を発令している場合は、津波注意報等へ切り替わった後、避難準備・高齢者等避難開始の避難情報を発令して、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所へ避難させる。</p> <p>市町村は、上記以外で、土砂災害が発生するおそれや住家の耐震性等に不安を感じる住民の自主避難についても同様に受け入れを行う。</p> <p>県と市町村は、高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者に対し、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認し、国からの指示が発せられた場合に速やかに避難するよう周知する。</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、県民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や県ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。</p> <p>2 避難所の運営</p> <p>避難所の運営については、「第3部第4章第1節 避難所運営活動」による。</p> <p>市町村は、避難者全員を収容できるよう避難所をあらかじめ確保する。同一市町村で避難所が確保できない場合、県は、隣接する市町村の避難所、県有施設、民間の宿</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>泊施設等を含めた広域的な受け入れの調整・支援を行い、避難者全員が収容できるよう支援を行う。</p> <p>市町村は、避難者が避難中に生活に困らないようにするため必要な食料や日用品を確保する。県は、市町村の食料等の確保を支援する。この際、後発地震に備えて県備蓄物資は利用せず流通備蓄を利用する。</p> <p>第6節 消防機関等の活動</p> <p>1 市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定める。</p> <p>（1）津波警報等の情報の的確な収集及び伝達</p> <p>（2）事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難経路の確保</p> <p>2 県は、市町村の実施する消防及び水防活動が迅速かつ円滑に行われるよう、「第5部第2章第4節 消防機関等の活動」により措置をとる。</p> <p>3 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合に「第5部第2章第4節 消防機関等の活動」により措置をとる。</p> <p>第7節 警備対策</p> <p>県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとる。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>(1) 正確な犯罪情報の収集及び伝達</p> <p>(2) 不法事案等の予防及び取締り</p> <p>(3) 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導</p> <p>第8節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応</p> <p>1 水道</p> <p>必要な飲料水を供給する体制を確保する。対応については、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。</p> <p>2 電気</p> <p>電気事業者は、必要な電力を供給する体制を確保する。対応については、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。</p> <p>3 ガス</p> <p>(1) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保する。対応については、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。</p> <p>(2) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずる。</p> <p>4 通信</p> <p>通信事業者が行う対応は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>5 放送</p> <p>テレビ、ラジオ等の放送事業者が行う対応は、「第5部第2章第5節 水道、電気、ガス、通信、放送各事業者の対応」のとおり。</p> <p>第9節 金融</p> <p>日本銀行大分支店は金融業務の円滑な遂行を確保するために要員の配置計画等事前の準備措置をとる。</p> <p>第10節 交通対策</p> <p>1 道路</p> <p>(1) 県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。</p> <p>(2) 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するようにするものとし周知する。</p> <p>(3) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。</p> <p>2 海上及び航空</p> <p>(1) 大分海上保安部及び港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、地域別に在港船舶の避難等対策を行う。</p> <p>(2) 港湾管理者は、津波に対する安全性に留意し、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策を行う。</p> <p>(3) 空港管理者は、津波に対する安全性に留意し、地震防災対策推進地域内の飛行</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>場における対策を行う。</p> <p>また、空港管理者は運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行う。後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについては、事前に必要な体制を整備する。</p> <p>3 鉄道</p> <p>鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対策を行う。</p> <p>また、津波により浸水する恐れのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。</p> <p>第11節 県が自ら管理又は運営する施設に関する対策</p> <p>1 不特定かつ多数の者が出入りする施設</p> <p>県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおり。</p> <p>(1) 各施設に共通する事項</p> <p>イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の入場者等への伝達</p> <p><留意事項></p> <p>1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>2 避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。</p> <p>ロ 入場者等の安全確保のための退避等の措置</p> <p>ハ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置</p> <p>ニ 出火防止措置</p> <p>ホ 水、食料等の備蓄</p> <p>ヘ 消防用設備の点検、整備</p> <p>ト 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備</p> <p>チ 必要に応じた各施設における緊急点検、巡視</p> <p>(2) 個別事項</p> <p>イ 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置</p> <p>ロ 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置</p> <p>ハ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置</p> <p>ニ 学校等にあつては、次に掲げる事項の措置</p> <p>(イ) 児童生徒等に対する保護の方法</p> <p>(ロ) 当該学校等に保護を必要とする児童生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の方法</p> <p>(ハ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等</p> <p>ホ 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項の措置</p> <p>(イ) 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>(ロ) 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等 <u>なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。</u></p> <p>2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置</p> <p>(1) 災害対策本部等が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。 <u>また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。</u></p> <p>イ 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保</p> <p>ロ 無線通信機等通信手段の確保</p> <p>ハ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保</p> <p>(2) 県は市町村地震防災対策推進計画に定める避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。 (3) 県は、市町村が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力する。</p> <p>3 工事中の建築物等に対する措置</p> <p><u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設については、安全確保上実施すべき措置を行う。</u></p> <p>第12節 滞留旅客等に対する措置</p> <p><u>市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定める。</u></p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>県においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市町村が実施する活動との連携体制等については、「第3部第2章第14節 帰宅困難者対策」による。</p> <p>○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、災害警戒本部等の設置等 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は以下のとおり。</p> <p>（1）情報の収集・伝達における県、市町村関係機関の役割については、「第3部第2章第4節 気象庁が発表する地震・津波情報の収集及び関係機関への伝達」による。</p> <p>（2）国、関係機関、市町村等との連絡体制図については、「第3部第2章第5節 災害情報・被害情報収集・伝達」による。</p> <p>（3）県は、県災害警戒本部を設置するとともに、すみやかに関係部局長会議を開催し今後の対応を確認する。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表の前に、既に県災害対策本部が設置されているときは、関係部局長会議の開催に代えて、県災害対策本部会議を開催する。</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された後の周知 県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について「第3部第2章第17節 広報活動・災害記録活動」により周知する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

地震・津波対策編

第5部 南海トラフ地震防災対策推進計画

改正前	改正後
	<p>第3節 災害応急対策をとるべき期間等</p> <p>県は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。</p> <p>第4節 県のとるべき措置</p> <p>県は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合において、県民が日常生活を行いつつ、地震への備えを再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）するよう報道機関や県ホームページなどを通じて冷静な対応を呼びかける。</p> <p>また、県は、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認する。</p>

大分県地域防災計画 新旧対照表

【事故等災害対策編】

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前				改正後			
<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2節 県民に期待する行動</p> <p>1 家庭</p> <p>(1) 的確な避難</p> <p>家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況(山・がけ崩れのおそれ等)等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、<u>地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第5節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p>				<p>第1章 災害応急対策の基本方針等 (略)</p> <p>第2節 県民に期待する行動</p> <p>1 家庭</p> <p>(1) 的確な避難</p> <p>家族の安否とともに、家屋の被災状況、周囲の災害の状況(山・がけ崩れのおそれ等)等に注意して、安全な場所に迅速に避難する。また、夜間や停電の場合に備え、日頃から懐中電灯や携帯ラジオ、携帯電話の充電器等を直ちに携行できるようにしておくとともに、<u>自動車へのこまめな満タン給油を心がけ、</u>地域での防災訓練に参加し、指定緊急避難場所、避難経路をあらかじめ確認しておくことが必要である。</p> <p>(略)</p> <p>第2章 活動体制の確立</p> <p>第5節 災害救助法の適用及び運用</p> <p>4 応急救助の実施基準</p> <p>(1) 救助の程度及び期間</p>			
災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 <u>(新規)</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内		災害にかかった住宅の応急修理	1. 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 <u>3. 住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u>	災害発生の日から 1ヶ月以内	
(略)				(略)			

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立</p> <p>4 運航体制及び時間</p> <p>(1) 365 日体制とする。ただし、運航不能時は4 県（熊本・大分・宮崎・鹿児島）応援協定により対応する。</p> <p>(2) 運航時間は気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、8 時 30 分～17 時 15 分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日没まで」とする。</p> <p>(略)</p> <p>8 連携体制の整備</p> <p>(1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島県の4 県による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。</p> <p>(2) 各種訓練等を通じて、ドクターヘリ、県警ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターとの連携体制を強化する。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>○避難生活者の保護・救援</p> <p>□医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班></p> <p>□保健活動チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班></p> <p>(新規)</p> <p>□し尿・ごみ処理<市町村></p> <p>(略)</p> <p>1 避難所運営の責任体制</p> <p>避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。</p>	<p>第8節 防災ヘリコプターの運用体制の確立</p> <p>4 運航体制及び時間</p> <p>(1) 365 日体制とする。ただし、運航不能時は5 県（熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎）応援協定により対応する。</p> <p>(2) 運航時間は気象条件及び点検整備等により運航できない場合を除き、8 時 30 分～17 時 15 分までとする。ただし、必要がある場合は「日の出から日没まで」とする。</p> <p>(略)</p> <p>8 連携体制の整備</p> <p>(1) 熊本・大分・宮崎・鹿児島・長崎の5 県による防災消防ヘリコプター相互応援協定に基づき、相互に補完し合う体制を確保している。</p> <p>(2) 各種訓練等を通じて、ドクターヘリ、県警ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターとの連携体制を強化する。</p> <p>(略)</p> <p>第4章 被災者の保護・救護のための活動</p> <p>第1節 避難所運営活動</p> <p>○避難生活者の保護・救援</p> <p>□医療救護班等の派遣・調整<市町村、福祉保健医療部医療活動支援班></p> <p>□保健活動チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班></p> <p>□災害派遣福祉チームの派遣・調整<市町村、福祉保健医療部福祉保健衛生班></p> <p>□し尿・ごみ処理<市町村></p> <p>(略)</p> <p>1 避難所運営の責任体制</p> <p>避難所の運営は、第一順位としては市町村が行う(災害救助法適用の場合は知事からの委任に基づく。)。市町村は避難所等に避難してきた者は住民票の有無等に関わら</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。</p> <p>2 避難所の開設 (略)</p> <p>3 新規</p>	<p>ず適切に受け入れを行う。県は、市町村の活動状況を把握し適切な支援を行う。その他の防災関係機関は、避難所の適切な運営管理のため、市町村及び県から要請があった場合には、積極的に協力する。</p> <p>市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国（内閣府等）に共有するよう努めるものとする。</p> <p>2 避難所の開設 (略)</p> <p>3 避難所における感染症対策</p> <p>市町村は、避難所の開設にあたり、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な限り多くの避難所を開設するなど、感染症対策に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>また、県は市町村のみで十分な措置を講じることが困難な場合には、積極的に協力する。</p> <p>(1) 住民への周知</p> <p>県及び市町村は、住民に対しハザードマップ等を活用し、災害時の避難行動を確認するとともに、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合には、親戚や友人の家等への避難を検討するよう周知する。</p> <p>また、避難時に備え、非常用持出袋の防災用品について、感染症対策を念頭においた物資を追加するよう周知する。</p> <p>(2) 避難先の検討・確保</p> <p>市町村は、指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設を検討するとともに、ホテルや旅館等の活用も検討する。</p> <p>また、発熱や咳等の有症者や濃厚接触者の避難を想定し、避難者ごとの個室スペースを確保した指定避難所以外の避難所を開設するなど、それぞれに専用の避難所を確保する。</p> <p>感染症に罹患した場合に重症化しやすいとして、指定避難所から分離した方がよいと判断される者の避難先として、ホテルや旅館等の活用を検討・確保する。</p> <p>県は、避難所の確保にあたり、県立施設を積極的に開放するほか、ホテルや旅館等の借上げについて、市町村のみでは対応が困難な場合には、借上げに係る調整を実施する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
	<p>(3) 感染症対策に必要な備蓄品の確保 市町村は、マスクやアルコール消毒液など、避難所内での感染症対策に必要な物資を確保する。</p> <p>県は、市町村において必要な物資が確保できない場合には、市町村ごとのニーズを的確に把握し、用品調達先の調整を行う。</p> <p>(4) 避難者の受入れ体制の確立 市町村は、避難者の受入れにおいて、検温や体調確認、換気・消毒などの業務が発生するため、部局を超えた市町村職員の協力体制を構築するなど避難者の受入れ体制を強化する。</p> <p>県は、市町村からの要請に応じて、保健師等で構成する保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。</p> <p>(5) 避難所内での感染予防 市町村は、避難所内での感染予防策として、次のような対策を講じることとする。</p> <p>イ 避難所の受付では、健康チェックを兼ねた受付名簿を作成する。なお、受付を行う職員等はマスク・ゴム手袋を着用する。</p> <p>ロ 避難者に対し、マスクの着用、手指消毒を呼びかける。</p> <p>ハ 検温、風邪症状の有無、感染が確認されている者の濃厚接触者かどうかを確認し、その結果に応じた対応を行う。</p> <p>ニ 避難所内の居住スペースでは1人あたり4㎡を確保するよう努める。</p> <p>ホ 避難者同士の距離を十分に確保できない場合は、簡易間仕切りなどを用いて区分する。</p> <p>ヘ アルコール消毒薬を出入り口やトイレなど、多くの人が使用する箇所に複数設置する。</p> <p>ト ドアノブや手すり、テーブルなど不特定多数の人が触れる場所は定期的に消毒を行う。</p> <p>チ 定期的に窓あるいはドアを開け、換気を行う。</p> <p>リ 避難生活開始後も、定期的に健康状態を確認し、発熱、咳等の症状が出現した場合は、職員等に報告するよう避難者に周知する。</p> <p>(6) 感染症対策に配慮した避難所運営訓練の実施 県は、市町村や自主防災組織が感染症対策に配慮した避難所の開設・運営が円滑にできるよう、市町村との共同により、市町村職員や自主防災組織を対象とした避難所</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>3 要配慮者の避難等の措置 (略)</p> <p>4 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら災害対応支援システムを活用するとともに、物資の迅速な流通対策に必要な資機材を整備する。</p> <p>市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。</p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレの確保、清掃等生活環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるとともに、特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p>県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健師等で構成するよる保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。 (略)</p> <p>(9) 避難所での外国人への配慮 市町村は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るよう</p>	<p>運営訓練等を実施する。</p> <p>4 要配慮者の避難等の措置 (略)</p> <p>5 避難所の運営管理 (略)</p> <p>(3) 避難所での食料・水・生活必需品の配付 県は、支援物資が避難所までスムーズに行き届くよう、国、県、市町村及び民間事業者等の役割分担を明確化する。また、避難所ごとのニーズを的確に把握し、タブレット端末を利用してスムーズな集計を行うなど、市町村と連携を図りながら物資調達・輸送調整等支援システムを活用して備蓄する物資・資機材の供給・調達・輸送に関し情報共有を図る。</p> <p>市町村は、避難所での食料、水、生活必需品の配付について、運営管理チームの協力を得て行う。食料の配布にあたっては、栄養士の指導を受けて避難者の適切な栄養管理に努める。</p> <p>また、女性用品の取扱い、配布等は女性が行うなど配慮する。 (略)</p> <p>(6) 避難所の生活環境への配慮 市町村は、災害に備えて簡易トイレ（洋式）の備蓄やマンホールトイレの導入など、避難所におけるトイレを確保するとともに、清掃等衛生環境の面に注意を払い、常に良好なものとなるよう努める。特に避難の長期化等に伴い必要に応じてプライバシーの確保や暑さ寒さ対策、身体の負担軽減等につながる段ボールベッド等の確保、入浴及び洗濯の機会の確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮する。</p> <p>県は、市町村からの要請に応じて、避難所における保健衛生ニーズの有無を把握するため、保健師等で構成する保健活動チームを派遣するとともに、各種団体等から参集する保健活動チームが円滑に活動できるよう調整する。 (略)</p> <p>(9) 避難所での外国人への配慮 市町村は、日本語の理解できない外国人に対し、情報や配給などが行き渡るよう</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>ボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者__の要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。</p> <p>5 避難生活者の保護・救援 (略) (新規)</p> <p>6 広域一時滞在 (略)</p> <p>第2節 避難所外被災者の支援 (略)</p> <p>2 避難所外の要配慮者 市町村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。地区災害対策本部庶務班は総合調整室情報収集班に報告し、必要に応じて支援を要請する。また、被災者救援部外国人救援班及び市町村は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者を配置して、適切な支援を行うものとする。</p> <p>第3節 食料供給 2 食料供給活動の流れ (3) 県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。 イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調整する。</p>	<p>ボランティア通訳等の手配により配慮する。ボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターの要請が必要な場合、県災害対策本部被災者救援部外国人救援班と連携して配慮を行う。</p> <p>6 避難生活者の保護・救援 (略) (3) 災害派遣福祉チームの派遣・調整 県は、大規模災害の発生時、市町村からの要請に応じて、避難者の福祉ニーズの把握や要配慮者の支援等を行う災害派遣福祉チーム (DCAT) を派遣する。 また、県は派遣した災害派遣福祉チームが円滑に活動できるよう被災市町村との連絡調整を行う。</p> <p>7 広域一時滞在 (略)</p> <p>第2節 避難所外被災者の支援 (略)</p> <p>2 避難所外の要配慮者 市町村は、避難所外の要配慮者について、早期に福祉避難所や医療機関等に移送するよう努める。地区災害対策本部庶務班は総合調整室情報収集班に報告し、必要に応じて支援を要請する。また、被災者救援部外国人救援班及び市町村は、避難所外の外国人について、必要に応じてボランティア通訳者や災害時外国人支援情報コーディネーターを配置して、適切な支援を行うものとする。</p> <p>第3節 食料供給 2 食料供給活動の流れ (3) 県における食料供給の実施 市町村のみでは食料供給が困難と判断された場合、県は以下の措置をとる。 イ 所要品目、量、運搬ルート等の情報管理 支援物資部支援物資班は、備蓄物資などの支援物資を供給する基本計画を作成する。また、支援物資部支援物資班は、総合調整室応急対策調整班、通信輸送部通信・輸送班との情報共有を図りながら、具体的な供給内容や供給方法を決定・調</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 給水</p> <p>市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部__> (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与</p> <p>市町村で給与又は貸与が困難な場合 ○所要品目、量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部支援物資班__> (略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p> <p>(2) 災害救助法の規定における住宅の供給及び確保</p> <p>ロ 住宅の応急修理</p> <p>(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定</p> <p>① 災害のため住家が半焼又は半壊した世帯</p>	<p>整する。</p> <p>なお、情報の集約に当たっては、自衛隊、消防、避難所、ボランティア、運送業者等と連携して被災者のニーズを迅速に把握するよう努めるとともに、集約した情報は関係機関で共有する。</p> <p>(略)</p> <p>第4節 給水</p> <p>市町村で給水が困難な場合 ○所要量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部、通信輸送部通信・輸送班> (略)</p> <p>第5節 被服寝具その他生活必需品給与</p> <p>市町村で給与又は貸与が困難な場合 ○所要品目、量、運搬ルート等の情報管理<支援物資部支援物資班、通信輸送部通信・輸送班> (略)</p> <p>第10節 住宅の供給確保等</p> <p>3 県が実施する住宅の供給及び居住の確保措置</p> <p>(2) 災害救助法の規定における住宅の供給及び確保</p> <p>ロ 住宅の応急修理</p> <p>(ロ) 応急修理を受ける世帯の決定</p> <p>① 災害のため住家が半焼若しくは半壊した世帯又は半壊に準ずる程度の損傷(準半壊)を受けた世帯</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第3部 共通する災害応急対策

改正前	改正後
<p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等 (略)</p> <p>3 物価の安定等に関する活動</p> <p>災害後の物価の高騰、<u>悪徳商法</u>等を抑え、被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。</p>	<p>第12節 社会秩序の維持・物価の安定等 (略)</p> <p>3 物価の安定等に関する活動</p> <p>災害後の物価の高騰、<u>悪質商法</u>等を抑え、被災者が安心して生活できるよう次のような対策を実施する。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前		改正後	
<p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略)</p> <p>第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略)</p> <p>9 住宅の応急修理 (災害救助法)</p>		<p>第4章 被災者支援に関する各種制度の概要 (略)</p> <p>第2節 住まいの確保・再建のための支援 (略)</p> <p>9 住宅の応急修理 (災害救助法)</p>	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は1世帯あたり57万4千円(平成29年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>	支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく住宅の応急修理は災害により住宅が半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。</p> <p>2 応急修理は、市町村が業者に委託して実施。</p> <p>3 修理限度額は半壊については1世帯あたり59万5千円、半壊に準じる程度の損傷は1世帯あたり30万円(令和元年度基準)。同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされる。</p>
(略)		(略)	
12 障害物の除去 (災害救助法)		12 障害物の除去 (災害救助法)	
支援の種類	現物支給	支援の種類	現物支給
支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p> <p>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり135,100円(平成29年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</p>	支援の内容	<p>1 災害救助法に基づく障害物の除去は、災害によって土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に運び込まれ日常生活を営むのに支障をきたしている者に対し、これを除去するもの。</p> <p>2 障害物の除去は、居室、台所、玄関、便所等のように生活上欠くことのできない場所を対象とし、応急的な除去に限られる。</p> <p>3 障害物の除去に要する費用は、1世帯あたり137,900円(令和元年度基準)。除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費等の一切の経費が含まれる。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第4部 共通する災害復旧・復興

改正前	改正後																								
<p>第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略)</p> <p>3 災害復旧貸付</p> <p>(1) 支援の種類：融資</p> <p>①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。</p> <p>②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。</p> <p>③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等</p> <p>○国民生活事業</p> <table border="1" data-bbox="129 715 1097 794"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1" data-bbox="129 833 1097 912"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>10年以内(うち2年以内の据置可能)</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>6 小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経融資)</p> <table border="1" data-bbox="129 1110 1097 1420"> <thead> <tr> <th>支援の種類</th> <th>融資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援の内容</td> <td> 1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：15百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間1年以内) 運転資金は7年以内(措置期間2年以内) </td> </tr> </tbody> </table>	貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)	支援の種類	融資	支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：15百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間1年以内) 運転資金は7年以内(措置期間2年以内)	<p>第3節 農林漁業・中小企業・自営業への支援 (略)</p> <p>3 災害復旧貸付</p> <p>(1) 支援の種類：融資</p> <p>①災害により直接的・間接的な被害を受けた中小企業者に対して、事業所復旧のための資金を融資。</p> <p>②災害復旧資金貸付は、株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫において、受付を行う。</p> <p>③株式会社日本政策金融公庫の場合の貸付限度額等</p> <p>○国民生活事業</p> <table border="1" data-bbox="1160 715 2128 794"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>各融資制度の返済期間以内</td> </tr> </table> <p>○中小企業事業</p> <table border="1" data-bbox="1160 833 2128 954"> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>1億5千万円以内</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td> 設備資金15年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能) </td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>6 小規模事業者経営改善資金融資(通称：マル経融資)</p> <table border="1" data-bbox="1160 1110 2128 1420"> <thead> <tr> <th>支援の種類</th> <th>融資</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援の内容</td> <td> 1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：20百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間2年以内) 運転資金は7年以内(措置期間1年以内) </td> </tr> </tbody> </table>	貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円	償還期間	各融資制度の返済期間以内	貸付限度額	1億5千万円以内	償還期間	設備資金15年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)	支援の種類	融資	支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：20百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間2年以内) 運転資金は7年以内(措置期間1年以内)
貸付限度額	各貸付制度ごとの貸付限度額に3千万円を加えた額																								
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)																								
貸付限度額	1億5千万円以内																								
償還期間	10年以内(うち2年以内の据置可能)																								
支援の種類	融資																								
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：15百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間1年以内) 運転資金は7年以内(措置期間2年以内)																								
貸付限度額	各融資制度の限度額に1災害あたり上乗せ3千万円																								
償還期間	各融資制度の返済期間以内																								
貸付限度額	1億5千万円以内																								
償還期間	設備資金15年以内(うち2年以内の据置可能) 運転資金10年以内(うち2年以内の据置可能)																								
支援の種類	融資																								
支援の内容	1 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)制度は、商工会・商工会議所・都道府県商工会連合会の経営指導員が経営指導を行うことによって日本政策金融公庫が無担保・無保証人・低利で融資を行う制度。 2 貸付限度額：20百万円 3 貸付期間：設備資金は10年以内(措置期間2年以内) 運転資金は7年以内(措置期間1年以内)																								

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>第4章 海上災害対策</p> <p>本県は、瀬戸内海西部に位置し、北は周防灘、東は伊予灘、南は日向灘及び豊後水道により囲まれており、中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港の重要港湾やその他の地方港湾がある。これらの港湾には、東九州の玄関口として、阪神方面、中国・四国方面と大分県各港の間に数多くのフェリー航路や旅客航路が開設されている。一方、コンテナ航路として、韓国、中国、香港、台湾、<u>東南アジア等</u>と外貿コンテナ定期航路が、神戸と内貿コンテナ定期航路が、東京・博多との間に RORO 船航路が、それぞれ大分港大在地区の間に開設されている。</p>	<p>第4章 海上災害対策</p> <p>本県は、瀬戸内海西部に位置し、北は周防灘、東は伊予灘、南は日向灘及び豊後水道により囲まれており、中津港、別府港、大分港、津久見港、佐伯港の重要港湾やその他の地方港湾がある。これらの港湾には、東九州の玄関口として、阪神方面、中国・四国方面と大分県各港の間に数多くのフェリー航路や旅客航路が開設されている。一方、コンテナ航路として、韓国、中国、台湾と外貿コンテナ定期航路が、神戸と内貿コンテナ定期航路が、東京・博多<u>及び清水</u>との間に RORO 船航路が、それぞれ大分港大在地区の間に開設されている。</p>

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編
第5部 各種災害対策

改正前				改正後			
<p>第7章 II 原子力災害対策 第1節 各機関の処理すべき事務又は業務 1 大分県 (1) 大分県 (略) ㉞ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等 (略)</p> <p>2 市町村 (1) 市町村 (略) ㉟ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整 (略)</p> <p>第2節 被害想定 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 平成<u>31</u>年4月1日現在</p>				<p>第7章 II 原子力災害対策 第1節 各機関の処理すべき事務又は業務 1 大分県 (1) 大分県 (略) ㉞ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の<u>服用</u>、避難退域時検査、健康相談、被ばく者の受入れ等）の実施、応援要請（DMAT）等 (略)</p> <p>2 市町村 (1) 市町村 (略) ㉟ 医療救護活動（安定ヨウ素剤の<u>服用</u>、避難退域時検査、健康相談等）の実施及び調整 (略)</p> <p>第2節 被害想定 1 本県周辺地域に立地する原子力発電所 〈対象となる原子力発電所〉 <u>令和2</u>年4月1日現在</p>			
発電所名		伊方発電所		発電所名		伊方発電所	
事業者名		四国電力株式会社		事業者名		四国電力株式会社	
所在地		愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3		所在地		愛知県西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3	
距離		約 45 k m		距離		約 45 k m	
設置番号	1号機	2号機	3号機	設置番号	1号機	2号機	3号機
運転開始	S52.9	S57.3	H6.12	運転開始	S52.9	S57.3	H6.12
備考	廃炉	廃炉	運転中	備考	H28.5 運転終了	H30.5 運転終了	運転中

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前					改正後				
発電所名	玄海原子力発電所				発電所名	玄海原子力発電所			
事業者名	九州電力株式会社				事業者名	九州電力株式会社			
所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1				所在地	佐賀県東松浦郡玄海町大字今村字朝湖 4112-1			
距離	約 100 k m				距離	約 100 k m			
設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機	設置番号	1号機	2号機	3号機	4号機
運転開始	S50. 10	S56. 3	H6. 3	H9. 7	運転開始	S50. 10	S56. 3	H6. 3	H9. 7
備考	廃炉	定期検査中	運転中	運転中	備考	H27. 4 運転終了	H31. 4 運転終了	運転中	運転中
(略)					(略)				
第4節 原子力発電所事故応急対策					第4節 原子力発電所事故応急対策				
(略)					(略)				
3 活動体制の確立					3 活動体制の確立				
(1) 県の活動体制					(1) 県の活動体制				
イ 災害対策本部等					イ 災害対策本部等				
<p>県は、下表の設置基準により、本編第3部第2章第1節の「組織」のとおり、災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するものとする。また、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小することができるものとする。</p> <p>なお、原子力災害発生時の特有の応急対策業務として、放射性物質拡散の県内への環境影響を評価するための環境放射線モニタリング、必要に応じて安定ヨウ素剤の<u>予防服用</u>や避難退域時検査等の原子力災害医療及び飲食物の検査等の防護措置を実施する必要がある。</p>					<p>県は、下表の設置基準により、本編第3部第2章第1節の「組織」のとおり、災害対策連絡室、災害警戒本部又は災害対策本部を設置するものとする。また、災害の状況等に応じて体制を拡大又は縮小することができるものとする。</p> <p>なお、原子力災害発生時の特有の応急対策業務として、放射性物質拡散の県内への環境影響を評価するための環境放射線モニタリング、必要に応じて安定ヨウ素剤の<u>服用</u>や避難退域時検査等の原子力災害医療及び飲食物の検査等の防護措置を実施する必要がある。</p>				
(略)					(略)				
6 健康相談及び医療救護活動の実施（総合調整室情報収集班、福祉保健医療部）					6 健康相談及び医療救護活動の実施（総合調整室情報収集班、福祉保健医療部）				
(略)					(略)				
(3) 安定ヨウ素剤の <u>予防服用</u> （福祉保健医療部）					(3) 安定ヨウ素剤の <u>服用</u> （福祉保健医療部）				

大分県地域防災計画新旧対照表

事故等災害対策編

第5部 各種災害対策

改正前	改正後
<p>安定ヨウ素剤の<u>予防</u>服用について、県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の投与指示があった場合に、市町村と連携し、あらかじめ定めた配布計画に基づき、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 飲料水、飲食物の摂取制限等（総合調整室、広報・情報発信班、支援物資部、農林水産基盤対策部）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等</u></p> <p>飲食物のスクリーニングを実施すべき区域内において、飲食物の放射線濃度測定を行った結果、飲料水・飲食物の放射性物質による汚染度が、下記に示す原子力災害対策指針の指標を超えるものは、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の<u>出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除</u>を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 原子力災害中長期対策</p> <p>(1) 各種制限措置の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物・地域生産物（農産物）の<u>出荷制限、摂取制限等</u>の制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。</p>	<p>安定ヨウ素剤の<u>服用</u>について、県は、国の原子力災害対策本部から安定ヨウ素剤の投与指示があった場合に、市町村と連携し、あらかじめ定めた配布計画に基づき、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用すべき時期及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 飲料水、飲食物の摂取制限等（総合調整室、広報・情報発信班、支援物資部、農林水産基盤対策部）</p> <p>(略)</p> <p>(2) 飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限</u></p> <p>飲食物のスクリーニングを実施すべき区域内において、飲食物の放射線濃度測定を行った結果、飲料水・飲食物の放射性物質による汚染度が、下記に示す原子力災害対策指針の指標を超えるものは、国の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の<u>摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除</u>を実施するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第5節 原子力災害中長期対策</p> <p>(1) 各種制限措置の解除</p> <p>県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された飲食物・地域生産物（農産物）の<u>摂取制限及び出荷制限</u>の制限措置の解除を関係機関に指示するものとする。</p>